

Ⅱ 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き

1 資格の取得手続き（就職時の手続き）

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から大阪支部の組合員の資格を取得します。資格取得時に必要な手続きは、以下のとおり所属所ごとに異なります。

- 医療保険のデータベースへの資格情報の登録完了までは、マイナ保険証は使用できません。👉Ⅱ-19 参照
- 家族を健康保険上の扶養としたい方は、別途、被扶養者の認定手続きをしてください。👉Ⅱ-7 参照
- 年金受給者が一般組合員として再度資格を取得した場合「再就職届書」の提出が必要です。👉Ⅶ-14 参照

(1) 府立学校及び大阪府教育庁所属の職員の場合

ア 総務事務システム（SSC）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員

SSC

SSC の「各種給付」口座を登録し、「組合員資格取得届出」への入力が必要です。入力方法は、総務事務システム（SSC）内の手引きを確認してください。

イ 府立学校の非常勤職員（府立高等学校、府立支援学校の方）大阪府教育庁の非常勤職員

事業主からのデータに基づき、大阪支部から所属所あてに①資格確認書・②登録内容確認通知書を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

(2) (1) 以外の職員の場合

ア 事業主からデータ提供がある場合

- ・府費負担※・大阪市費負担・堺市費負担の教職員
- ・大阪公立大学の教職員
- ・政令市以外の市のうち、データ提供がある市の市費負担職員

（教職員とは、正規職員、任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員のことを指します。）

※ただし府費の正職員で年度途中の採用者・異動者については下記イの対象になります。

事業主からのデータに基づき、大阪支部から所属所あてに①資格確認書・②登録内容確認通知書を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

イ 政令市以外の市のうち、データ提供がない市の市費負担職員の場合

（*文中の◎は、大阪支部所定の様式）

各所属所で①◎「組合員資格取得届書」、②◎「組合員個人番号報告書」、③◎「年金加入期間等報告書」を作成し、根拠書類(※)を添え、大阪支部資格担当あてに提出してください。

各書類の提出後に手続きを進めます。完了後、所属所あてに資格確認書を送付します。

③◎「年金加入期間等報告書」は一般組合員のみ提出が必要ですが、平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間がある場合は、省略可能です。

(※)根拠書類

正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し

非常勤職員の場合：任用通知書の写（社会保険適用の有無・週勤務時間等の記載が必要）

(3) 資格確認書交付後の送付書類等の流れ（詳細は、HP や資格確認書交付時の同封案内を参照してください。）

提出いただいた個人番号をもとに医療保険のデータベースへ健康保険資格情報の登録を行います。登録完了後に、「資格情報のお知らせ」を所属所を通じて交付します。

※「資格情報のお知らせ」が交付される前でも、マイナポータルにて今回の当共済組合への加入情報が確認できるようになれば、マイナ保険証を使用して保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を保有していない方には、交付済みの資格確認書の有効期限到来前に、有効期限を更新した「資格確認書」を所属所を通じて交付します。更新にあたっては、申請は不要です。

2 異動の手続き（給与の費用負担区分が変わるときに必要な手続き）

主に、大阪支部での健康保険の資格は引き続くが給与の費用負担区分が変わるときに必要な手続きです。
同一費用負担区分内の所属所異動の場合、異動報告書の作成は不要です。

区分		転出（異動前）			
		大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員
転入（異動後）	大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	×	○	○	○
	大阪市費負担教職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員	○	○	○	○

ア 上記、○印（異なる区分）の異動の場合

下記の書類を提出してください。

■転出側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書」

■転入側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書」

ただし大阪府費負担教職員（豊能地区含む）・大阪市費負担教職員・堺市費負担教職員・大阪公立大学の職員・政令市以外の市のうちデータ提供がある市の市費負担職員の場合は、給与支給機関から報告があるため、転入側において異動報告書の作成は不要です。

原則、組合員等記号番号が変更になります。その場合は、大阪支部から転入先（異動後）の所属所へ変更後の資格確認書を新たに送付します。

送付の流れについては前掲の資格取得手続きを参照してください。👉Ⅱ-1 参照

イ 上記、×印がついている区分の異動の場合

原則手続きは不要です。

ただし、市町村立学校等から、新たに府立学校又は大阪府教育庁関係所属へ異動された場合※は、SSC 入力の「組合員資格取得届」が必要です（書類の提出は必要ありません）。

※SSC の対象でなかった非常勤職員の方が、SSC の対象となる臨時的任用職員に職種が変わった場合を含みます。

入力については、

SSC「マニュアル・規定集・データ集」→「人事給与（学校）-各種規定・手引き集」→「異動」→「市町村立学校（府費負担職員に限る）から府立学校への異動」を参照してください。

3 種別の変更（任用形態により組合員種別が変わるときの手続き）

公共済の組合員は、任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。任用形態の変更により組合員種別が変わる場合、健康保険制度は変わりませんが、年金制度は変わります。（下表参照）

資格確認書等の医療機関にて健康保険資格を示すものの変更はありませんので引き続きご使用ください。ただし同時に異なる給与支給機関へ異動する場合は、その限りではありません。前頁「異動の手続き」を参照してください。👉 II-2 参照

【組合員種別ごとの社会保険制度・任用形態】

組合員種別	社会保険制度		任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合 大阪支部	公立学校共済組合 大阪支部	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 ※フルタイム非常勤職員（12か月超え）
短期組合員	公立学校共済組合 大阪支部	日本年金機構 （一般厚生年金）	再任用短時間勤務職員（週20時間以上） 臨時的任用職員 非常勤職員（フルタイム非常勤職員（12か月超え）を除く。）

※非常勤職員とは、社会保険加入要件を満たした方を指します。👉 I-1 参照

（1）短期組合員 ➡ 引き続き一般組合員になる場合の手続き

例 臨時的任用職員から任期付職員となる場合

例 フルタイムの非常勤職員の勤務が12か月を超えるに至った場合

短期組合員	健康保険	公立学校共済組合	➡ 公立学校共済組合	一般組合員
	年金	日本年金機構	公立学校共済組合	

一般厚生年金の被保険者資格を喪失し、公共済の年金に加入します。

種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属はウの手続きを、変更後の所属では、ア～ウの手続きをそれぞれ行ってください。

ア 公共済の年金加入の手続き 窓口：年金担当

提出書類 → 「年金加入期間等報告書」

※平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間が少しでもある方は省略可能です。

（任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。）

イ 被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者資格取得の手続き 窓口：資格担当

対象者 → 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる組合員

提出書類 → 「国民年金第3号被保険者関係届」

配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の写し

ウ 異動報告書 窓口：資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員、政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。ただし、同時に異なる給与支給機関へ異動する場合は前頁「異動の手続き」を参照してください。👉 II-2 参照

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。（お問い合わせは、下記担当部署へ）

- | | | | |
|---|--|--------------------|------------|
| ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・給与を支給する地方公共団体へ児童手当の申請手続き | 問い合わせ先 | 給与を支給する地方公共団体の担当所属 | |
| | | | |
| | ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出 | 問い合わせ先 | 加入している金融機関 |
| | | | |

（２）一般組合員 ➡ 引き続き短期組合員になる場合の手続き

例 再任用フルタイム職員から再任用短時間勤務職員となる場合 等

一般組合員	健康保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合	短期組合員
	年金	公立学校共済組合	日本年金機構	

公共済の年金の資格を喪失し、一般厚生年金の被保険者資格を取得します。

種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属はア、イの手続きを、変更後の所属では、イ、ウの手続きをそれぞれ行ってください。

ア 公共済の年金資格喪失の手続き 窓口：年金担当

対象者 → 年金受給権者（在職中の年金の支給停止解除等の事務を行うため。）

提出書類→「退職・資格変動調査票」

※年金の受給権が発生していない方は、手続き不要です。

任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。

イ 異動報告書 窓口：資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員、政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。ただし、同時に異なる給与支給機関へ異動する場合は前頁「異動の手続き」を参照してください。👉Ⅱ-2 参照

ウ 一般厚生年金の加入手続き

任命権者の社会保険担当部署にご確認ください。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。（お問い合わせは、下記担当部署へ）

- | | | |
|--|--------|----------------|
| ・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる組合員…「国民年金第3号被保険者関係届」等の提出 | 問い合わせ先 | 任命権者の社会保険担当部署 |
| | | |
| ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・住所地の市区町村役場へ児童手当の申請手続き | 問い合わせ先 | 住所地の市区町村役場担当部署 |
| | | |
| ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出 | 問い合わせ先 | 加入している金融機関 |
| | | |

4 資格の喪失

組合員が退職（任期満了、死亡退職を含む。）したときはその翌日から資格を喪失します。

また、他の共済組合に転出したときは、その転出した日から資格を喪失し、転出した先の資格を取得します。

（１）健康保険資格以外に関する手続き

- ・年金関係：一般組合員のみ資格喪失後は、年金関係の手続きが必要です。👉 VI-5 参照
- ・貸付関係：貸付金残高がある場合は、償還手続きをしてください。👉 IV-8 参照

（２）健康保険資格喪失の手続き

下表のとおり必要書類を大阪支部（資格担当）へ提出してください。

* 表中の◎は、大阪支部所定の様式

必要書類		異動事由	退 職 任期満了	他の共済組合（公共済の他支部を含む）への転出
資格関係	◎「組合員異動報告書」※1		○	
	資格確認書等※2		○	
	◎「任意継続組合員申出書」	加入要件を満たし任意継続組合員となることを希望するとき👉 VI-8 参照		×
	◎「資格喪失証明書交付申請書」※3	任意継続組合員にならない場合で「資格喪失証明書」が必要なとき		「資格喪失証明書」が必要なとき

（注）退職後引き続き大阪支部内の他の任命権者での任用がある場合等、大阪支部の組合員資格が継続する場合には、「組合員異動報告書」※1 のみの提出が必要です。継続非継続については👉 VI-1 を参照してください。

※ 1 ◎「組合員異動報告書」について

（ア）府費負担・大阪市費負担・堺市費負担・大阪公立大学の職員の場合

または政令市以外の市のうち、データ提供がある市の市費負担職員の場合

- ・大阪支部から所属所へ、対象者を印字した「組合員異動報告書」を退職月の翌月頃に送付します。
- ・ただし「資格喪失証明書」が必要な場合は、上記の大阪支部からの送付を待たずに、所属所において作成し、◎「資格喪失証明書交付申請書」と資格確認書等を併せて提出してください。この場合、特に速やかな提出をお願いします。
- ・また、任意継続組合員になることを希望される場合は、上記の大阪支部からの送付を待たずに、所属所において作成し、退職日から 20 日以内に◎「任意継続組合員申出書」に資格確認書等を添付し、提出してください。

（イ）政令市以外の市のうち、データ提供がない市の市費負担職員の場合

- ・所属所において作成し、大阪支部（資格担当）まで提出してください。（大阪支部からの送付はできません。）
- ・◎「資格喪失証明書交付申請書」または◎「任意継続組合員申出書」を併せて提出する場合には、特に速やかな提出をお願いします。

※ 2 「資格確認書等」とは以下のもの差します。（いずれも交付されている方のみ）

- ・「資格確認書（有効期限内）」
- ・「組合員証」および「組合員被扶養者証」（令和 7 年 12 月 2 日以降は返却不要）
- ・「高齢受給者証」
- ・「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」
- ・「特定疾病療養受療証」

※ 3 「資格喪失証明書」について

- ・ 国民健康保険加入や被扶養者の手続き等で、「資格喪失証明書」が必要な場合に提出してください。
- ・ 至急の場合には、「資格喪失証明書交付申請書」は組合員ご本人から直接大阪支部（資格担当）へお送りいただいても対応します。その際は、「資格喪失証明書交付申請書」に資格確認書等を添付してください。
- ・ 「資格喪失証明書」は、組合員の自宅へ普通郵便で送付します。

《資格喪失後の注意点》

組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も資格を喪失します。

資格喪失された方が、その後マイナ保険証を利用する場合、次に加入する健康保険組合において医療保険のデータベースへ資格情報の登録が完了するまでは、マイナンバーカードを次に加入する健康保険組合の保険証として使用することはできません。詳細は次に加入する健康保険組合にお尋ねください。マイナ保険証を利用される際は、マイナポータル等で、健康保険証情報が最新のものに更新されていることを確認してください。

資格喪失後にもかかわらず、資格確認書やマイナ保険証を使用し、大阪支部の組合員・被扶養者として医療機関等で保険診療を受けられた場合、大阪支部が負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

5 被扶養者について

(1) 被扶養者とは

健康保険上の被扶養者としての認定を受けた方は、大阪支部の医療保険制度へ加入することができ、掛金（保険料）の負担なく（※）、公共済の様々な給付を受けることができます。

※組合員の掛金は、被扶養者の有無および人数に関係なく、組合員の標準報酬月額を基に決定します。

健康保険上の扶養家族（被扶養者）というのは、給与上の扶養手当の対象となる扶養家族や、税法上の扶養家族とは、定義も、認定を受けるための手続きも異なりますので混同しないよう注意してください。

被扶養者への給付等にかかる費用については、相互扶助という観点から組合員（被保険者）全体で負担する掛金（保険料）及び事業主の負担金によって賄われます。

このため、掛金（保険料）を適正に使用するために、公共済は、関係法令等の認定基準に基づいて、被扶養者に該当するか否か、公平かつ厳正に審査したうえで判断します。

被扶養者としての認定を受けることができるのは、「組合員と一定の親族関係」にあり、「主として組合員の収入によって生計を維持」され、「日本国内に住所を有し」ている方で、かつ「被扶養者になることができない者」ではない方です。👉 II-8 以下（2）ア～エでそれぞれの要件について説明します。

要件を満たした（満たしている）家族について、新たに被扶養者としての認定を受けるためには、申告が必要です。👉 II-12 参照

家族が被扶養者としての認定を受けた場合、組合員には、被扶養者がその要件を満たしているか常に把握し、被扶養者の資格の確認調査などで公共済から被扶養者の状況確認を求められた際には、遅滞なく必要書類を提出する義務が生じます。

被扶養者としての要件を欠いた場合には、速やかに認定を取り消す手続きを行ってください👉 II-15 参照

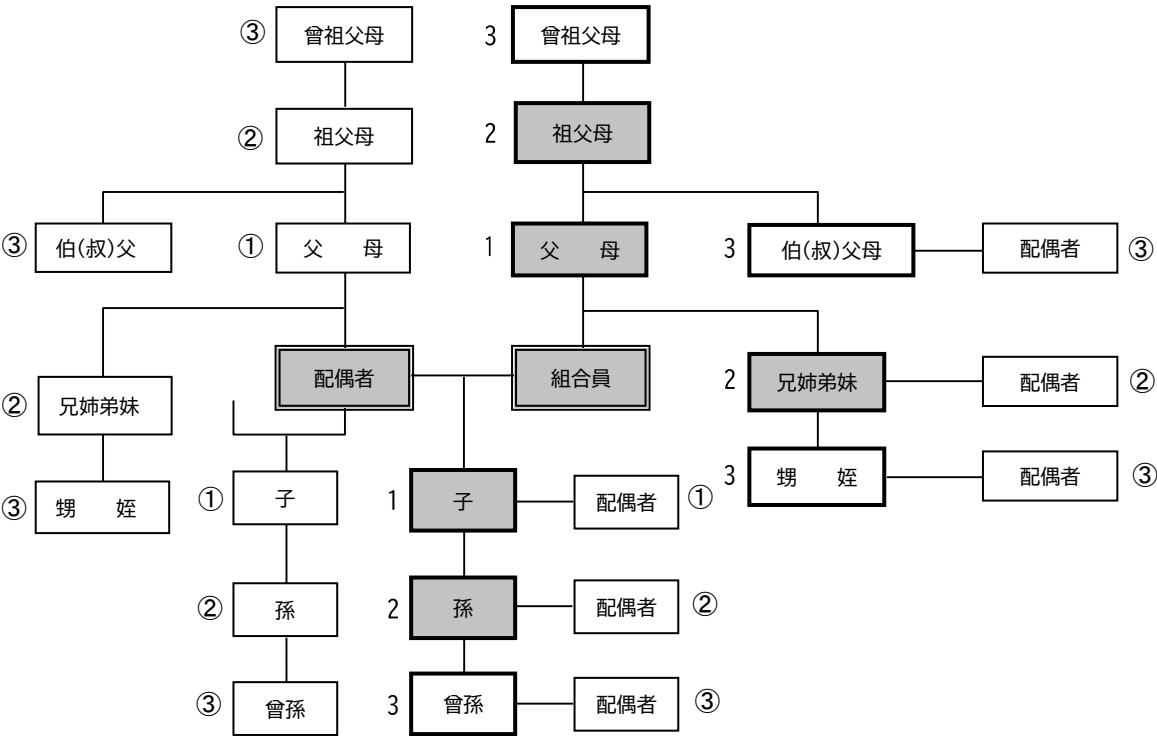
(2) 被扶養者の範囲について

ア 一定の親族関係

次に掲げる親等内以内の親族が該当します。(下表参照)

- (ア) 組合員の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、養子、実父母、養父母、孫、祖父母、養祖父母及び兄弟姉妹
- (イ) 組合員と同一世帯に属し(ア)に掲げる者以外の三親等内の親族
- (ウ) 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子(その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。)で、組合員と同一世帯に属する者

三親等内親族<<表>>



- ☐ 血族 1～3：血族親等
 - ☐ 姻族 ①～③：姻族親等
 - ☒ の者は、組合員との同一世帯要件なし
- 組合員と同一世帯要件あり

イ 生計維持関係

i 「生計を維持されている」とは

主として組合員の収入によって生計を維持されている者とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資となる部分を得ている者のことをいいます。

次に掲げる場合は、該当しません。

- (ア) その者に対し、当該組合員以外の者が、扶養手当又はそれに相当する手当を雇用主から受けている場合
- (イ) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合（所得や扶養能力の有無を確認し、原則として、年間収入（前年分の年間収入）の多い方の被扶養者とします。）特に子の場合の考え方については、👉 II-11ivを参照
- (ウ) 年額 130 万円以上の恒常的な所得がある場合（所得については、👉 以下 ii を参照）
ただし、60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する者は年額 180 万円以上
- (エ) 雇用保険の失業給付を受給中の者で、その日額が 3,612 円以上の場合
ただし、60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する者は日額 5,000 円以上
- (オ) 認定を受ける者が組合員と別居している場合
ただし、組合員から認定を受ける者へ、生計を維持するために必要な額の送金がある場合を除く。
👉 II-10 参照

ii 所得の考え方

公共済における「所得」とは、所得税法上の所得ではなく、年間(※1)における恒常的な収入(※2)の総額をいいます。

※1 年間とは、暦年や年度ではなく、被扶養者の認定時（事実が発生した日）以降、常に将来へ向かって 12 か月間を指します。

※2 恒常的な収入とは、公的年金（共済年金、国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料等）及び個人年金、企業年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、株等の譲渡収入、雇用保険の基本手当等等将来にわたるすべての恒常的収入をいいます。所得税法上の非課税となる遺族年金、障害年金、育児休業手当金、傷病手当金等も収入に含まれます。

また、受取方法が年に一回のものであっても、継続して受取る場合は収入に含まれます。

* 通勤費として支給される実費相当額分は必要経費と認め、収入とみなしません。

* 退職手当金や保険の解約等による一時金は恒常的な収入に含みません。

自営業等の事業収入等について

事業、不動産及び農業所得については、確定申告及び収支内訳書（または損益計算書）を参照し、大阪支部が必要経費として認めた経費を控除した額で判断します。次表は代表的な経費例ですが、確定申告における税法上の経費とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。

区分	必要経費として認められるもの (いずれの場合も所得を得るために、直接必要かつ最小限の範囲に限る。)
事業所得	売上原価、地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費、貸倒金
不動産所得	地代家賃、水道光熱費、修繕費、借入金の支払利子、火災保険料、貸倒金
農業所得	種苗料、肥料費、農業衛生費、修繕費、動力光熱費、地代・賃借料

必要経費として認められないもの
減価償却費、貸倒引当金、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、青色申告控除額

※ 上記以外の経費については、事業内容又は経費の内容によって判断する必要がありますので、お問い合わせください。（少なくとも所得を得るために、直接必要かつ最小限の範囲に限ります。）

●同居の被扶養者（父母等）に配偶者がいる場合の所得について

父母又はそのどちらかを被扶養者として認定する場合、所得限度額のみでなく、生計の実態や今後の継続性、夫婦相互扶助義務の観点や社会通念等を勘案して判断します。

例 1

所得額	所得限度額	認定の可否
父 58歳 給与収入 150万円	130 万円	× 父は所得限度額を超えているので、認定できない。
母 55歳 給与収入 120万円	130 万円	○ 母は所得限度額未満であるため、認定できる。

例 2

所得額	所得限度額	認定の可否
父 64歳 年金収入 170万円	180 万円	○ 父は所得限度額未満であるため、認定できる。
母 64歳 年金収入 210万円	180 万円	× 母は所得限度額を超えているので、認定できない。

※ 所得限度額は、年間 130 万円（60 歳以上の者、又は障がい支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する者にとっては年間 180 万円）

iii 別居している場合

認定を受ける者が組合員と別居している場合に、生計維持関係があるというためには、組合員から認定を受ける者へ、生計を維持するために必要な額を送金していることが必要です。

具体的な事例としては、認定を受ける者の世帯の収入額と組合員の送金額の合計額に占める割合が 3 分の 1 を上回る額を組合員が送金していることが少なくとも必要です。（認定を受ける者の世帯の収入額のおよそ 2 分の 1 以上を送金していること）

また、組合員以外の者からも送金がある場合は、他の者よりも組合員からの送金額が多いことが必要です。

（注）認定を受ける者が、組合員以外の者と同居している場合には、送金額のみでなく生計の実態を見た上で判断します。

例 1 認定対象者と同一世帯に他に収入がある者がいない場合

認定を受ける者の総所得 170 万円、組合員からの送金額 90 万円（年間）の場合

母 61 歳（所得限度額 180 万円） 収入 170 万円
送金額 90 万円

170 万円 + 90 万円 = 260 万円（認定を受ける者の収入の総額）
 $260 \text{ 万円} \times \frac{1}{3} = \text{約 } 87 \text{ 万円}$ < 組合員からの送金額 90 万円
 ⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 87 万円を上回る送金額であり、要件を満たしていると判断

※ 送金額を加算することにより、認定を受ける者の恒常な収入が基準額を上回ることは、収入超過には当たりません。

例 2 認定対象者と同一世帯に収入がある者がいる場合

総所得 90 万円の母の場合で、その母が総所得 200 万円の父と同居している場合

父 65 歳（所得限度額 180 万円） 収入 200 万円
母 61 歳（所得限度額 180 万円） 収入 90 万円
母への送金額 120 万円

200 万円 + 90 万円 + 120 万円 = 410 万円
 （夫婦の総所得を合算し、送金額を含めて認定を受ける者の収入の総額とする。）
 $410 \text{ 万円} \times \frac{1}{3} = \text{約 } 137 \text{ 万円}$ > 組合員からの送金額 120 万円
 ⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 137 万円を下回る送金額 120 万円であるため、要件は満たしていないと判断

※ ただし、父と母に生計関係がなく、組合員のみが母の生計維持をしている場合等は、この限りではありません。

iv 共同扶養の場合（令和3年8月1日改正）

給与制度上の扶養手当の受給対象になっていない子を認定しようとする場合において、夫婦ともに収入があり、同一人を共同で扶養している場合は、夫婦双方の今後1年間の収入見込み額で比較し、年間収入が高い方の健康保険制度で被扶養者として認定を受けることができます。ただし、双方の年間収入を比較して、その差が収入が高い方の1割以内である場合は、同程度とみなし、届出がなされた側で認定を受けることができます。

なお、給与制度上の扶養手当が認定されている場合は、その認定を受けている方の被扶養者として申告してください。

ウ 国内居住要件

令和2年4月1日から被扶養者の要件に国内居住の要件が加わりました。

原則として、日本国内に住民票がない方を被扶養者として認定することはできません。

ただし、次表の特例該当事由にあたる場合は、例外として取り扱いますので、特例該當時または認定申告時に「海外居住に関する申立書」と確認書類を提出してください。

特例該当事由	確認書類
外国において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書等の写し
組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類の写し
上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断することになりますので、お問い合わせください。

エ 被扶養者になることができない者

次の i ～ iii に該当する場合は被扶養者になることができません。

- i 共済組合の組合員本人、国民健康保険以外の健康保険等の被保険者本人の方
任意継続組合員本人である方を被扶養者としたい場合には、任意継続組合員の脱退手続きの後に扶養認定申告を行なってください。
- ii 後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方、または65歳以上75歳未満の方であって政令で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）
- iii 日本の国籍を有しない方で、「医療滞在ビザ」または「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日された方

(3) 被扶養者の認定手続きについて **SSC**

被扶養者の要件を備えたときは、事実が生じた日から30日以内に所属所を経て「被扶養者認定申告書」に必要な書類  II-13 参照 を添えて大阪支部（資格担当）へ提出してください（郵送送可）。審査後、その事実が発生した日（例：出生日等）に遡って認定し、「資格確認書」を所属所へ送付します。

ただし、事実が生じた日から30日を過ぎて提出された場合は、事実が発生した日に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となりますのでご注意ください。

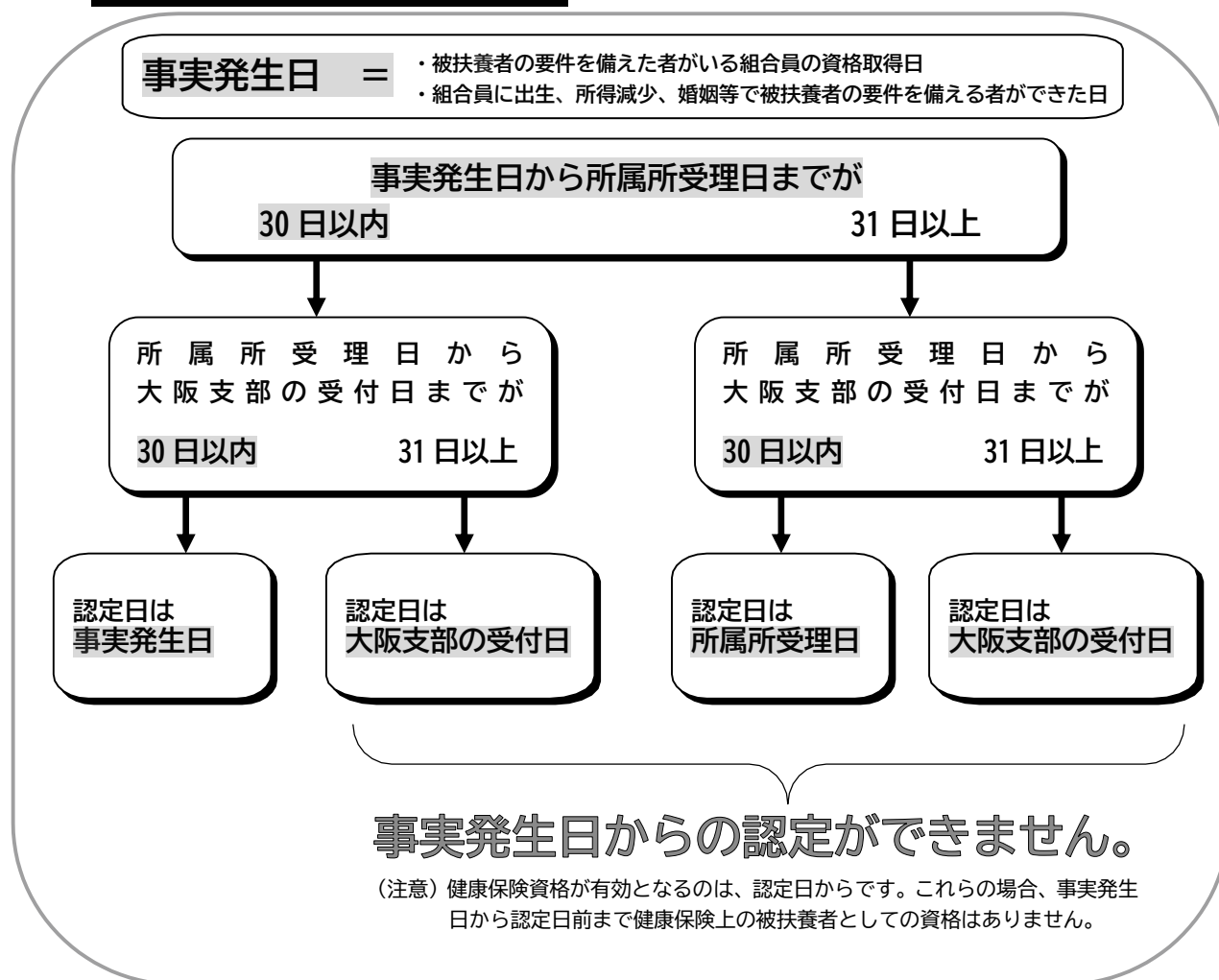
(注1) 扶養手当（受給）の対象者は、所属校・園等において、先に扶養手当の申請手続きをしてください。

(注2) SSC対象所属の場合は、事実発生日より30日以内に、SSCの「被扶養者申告」を入力してください。

31日以上経過後に「被扶養者申告」入力した場合、認定日はSSCの入力日となります。

ア 申告書の提出と認定日の関係

事実発生日から30日以内に！



イ 資格確認書交付後の送付書類等の流れ（詳細は、ホームページや資格確認書交付時の同封案内を参照してください。）

提出いただいた個人番号をもとに医療保険のデータベースへ健康保険資格情報の登録を行います。登録完了後に、「資格情報のお知らせ」を所属所を通じて交付します。※「資格情報のお知らせ」が交付される前でも、マイナポータルにて今回の大阪支部への加入情報が表示されていれば、マイナ保険証を使用して保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を保有していない方には、交付済みの「資格確認書」の有効期限到来前に、有効期限を更新した「資格確認書」を所属所を通じて交付します。更新にあたっては、申請は不要です。

ただし、被扶養者としての要件を欠いている場合には、速やかに認定の取消手続きを行ってください。

ウ 《被扶養者の認定書類一覧表》

*表中◎は、大阪支部所定の様式

(注) <事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>と併せてご確認ください。

被扶養者区分 添付書類		扶養手当受給者			扶養手当を制度上 受給できない方
		配偶者	22歳未満の子、 孫及び兄弟姉妹	60歳以上の 祖父母及び 父母	組合員以外の者が 扶養手当を受給して いる場合は、大阪支 部の被扶養者として 認定できません。
①	◎「被扶養者認定申告書」 SSC (ssc対象職員は入力)		○		○
②	◎「被扶養者個人番号報告書」 SSC (ssc対象職員は入力)		○		○
③	「扶養親族(異動)届」の写し(扶養手当の申請状況の確認書類) (少なくとも所属所長までの承認が確認できるもの) SSC (ssc対象職員はsscで扶養手当の申請をしている場合は添付不要)		○		
④	◎「扶養事情説明書」(18歳までの者は不要)		○		○
⑤	認定対象者の「所得に関する証明書」〔注1〕または 「非課税証明書」(市区町村発行のもの) (18歳までの者は不要)		○ 写し可		○
⑥	認定対象者の◎「給与支払見込証明書」(雇用先の証明が必要)		△ 〈パート、アルバイト等で収入を得ている場合に必要〉		△
⑦	認定対象者の「年金に関する証明書」〔注2〕 (「年金改定通知書」等の写し)		△ 〈年金を受給している場合に必要〉		△
⑧	認定対象者の配偶者に係る「所得に関する証明書」〔注1〕及 び「年金に関する証明書」〔注2〕		△ 〈認定対象者に配偶者がいる場合に必要〉		△
⑨	生計費の送金等が確認できる書類または ◎送金に関する受取人の「申立書」		△ 〈認定対象者が別居している場合に必要〉		△
⑩	◎「国民年金第3号被保険者関係届」及び基礎年金番号が確 認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写し	△			△ 〈認定対象者が20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要〉
⑪	扶養義務者全員を確認できる書類(「戸籍謄(抄)本」又は「除籍謄(抄)本」)〔注3〕				○
⑫	組合員以外に扶養義務者が いる場合の添付書類	他の扶養義務者の「所得に関する証明書」〔注1〕又は「非課税証明書」及び 「年金に関する証明書」〔注2〕 (組合員の実子認定する場合において、扶養義務者となる組合員の配偶者が 大阪支部で扶養認定されている場合、または大阪支部組合員である場合は提出不要)			○
⑬		他の扶養義務者の◎「扶養していないことの証明書」(雇用先での証明が必要)等〔注4〕			○
⑭		◎「扶養委任連帯同意書」(組合員の子を認定する場合は不要)			○

※ 表中○は認定時の必要書類、△は該当する場合に必要な書類です。

※ その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

〔注1〕 市区町村が発行する最新年度の「課税(所得)証明書」又は「非課税証明書」(住民税決定通知では代替不可)
収入について、事業、不動産、農業収入、株等の譲渡収入がある場合は「確定申告書控」の写し(税務署の受理日が確認できる
もの)及び「収支内訳書」の写しを提出してください。

〔注2〕 恩給、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金及び個人年金等(障がいや遺族を支給事由とする年金も含む。)の年金を受
給している場合は、次の書類を提出してください。
・年金の裁定等により受給額が決定した場合は、「決定(裁定)通知書」の写し
・年金額の改定があった場合は、最新の「改定通知書」の写し又は最新の「振込通知書」の写し

〔注3〕 扶養義務者とは、組合員及び親族表において認定を受ける方から見て組合員と同順位以上のすべての方を指します。
(例:子の認定においては、子から見た父母のもう一方、父母の認定においては、父母のもう一方と組合員の兄弟姉妹)
配偶者又は実子の扶養認定においては、組合員が世帯主である世帯全員の「住民票」で代用できる場合があります。(組合員
と認定対象者との続柄及び他の扶養義務者全員との続柄を確認できるものに限る。)

〔注4〕 組合員以外の扶養義務者で、給与所得がない方は、国民健康保険加入中または社会保険の被扶養者であることが確認できる
書類(資格確認書など)の写しを扶養義務者の氏名等がわかるように提出してください。

<事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>

事実発生の事由		添付書類	事由発生日
離職	公務員の場合	退職辞令の写し	退職日の翌日
	民間企業・私立学校等を退職 〔A～Dは、いずれかの書類提出 E, Fは、両方とも提出〕	〔雇用保険に加入していた場合〕 A「雇用保険被保険者離職票1・2」の写し 退職直後の場合 B「雇用保険受給資格者証」の写し 雇用保険待期中または日額3,612円(注)未満の手当の受給中の場合 C「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し 離職票の交付を希望しない場合 D「雇用保険受給期間給付延長通知書」の写し 受給期間延長の手続きをした場合 〔雇用保険に未加入の場合〕 E 雇用主が証明する「退職証明書」の写し F 直近の「給与明細書」(2～3か月分)の写し ・給与明細書で、雇用保険料が控除されていないか確認します。 ・退職証明書に、雇用保険未加入の記載がある場合は、給与明細書の提出は不要	
	期限付講師等の任用期限が満了	G「失業者の退職手当受給資格者証交付申請書」の写し 失業者の退職手当の待期中 H「失業者の退職手当受給資格者証」の写し 失業者の退職手当待期中または日額3,612円(注)未満の手当受給中	
事業を廃業		「個人事業の廃業等の届出書」の写し 税務署の受理日が確認できるもの又は提出日の記載があるもの	廃業日の翌日
雇用保険の受給が終了		「雇用保険受給資格者証」の写し 支給終了(満了)日が記載されているもの	受給期間 終了日の翌日
「失業者の退職手当」の受給が終了		「失業者の退職手当受給資格者証」の写し及び「基本手当に相当する退職手当支給申請書」の写し	
婚姻により被扶養者を認定するとき (認定対象者が、社会保険等の被保険者でない者)		「婚姻届受理証明書」の写し又は「戸籍謄(抄)本」の写し	婚姻日
任意継続被保険者の資格を喪失		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」	任意継続の 資格喪失日
扶養変更		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」 ・取消(喪失)日の確認ができることが要件です。	被扶養者の 資格喪失日
同居	同居が条件となる被扶養者(配偶者の父母等)を認定申告するとき	組合員と同居したことが確認できる「住民票」 ・対象者の認定申告前の健康保険制度の加入先の確認が必要です。	同居した日
	同居を機に認定申告するとき		

※その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

(注) 60歳以上、または障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する場合、日額5,000円

☆ご注意ください! ☆

所属所長の受理日が要件を備えた日から30日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30日を経過した場合は、事実発生日に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となります。

この場合、事実発生日から認定日前まで被扶養者としての資格がないため、国民健康保険等に自身で加入する必要があります。👉Ⅱ-12 参照

(4) 被扶養者の取消手続きについて

被扶養者が就職、死亡、扶養変更、または所得限度額の超過等により認定の要件を欠いた場合は、「被扶養者取消申告書」に取消事由及びその発生日が確認できる書類（下記取消時の必要書類参照）を添付のうえ、取消の手続きをしてください。有効期限内の資格確認書または被扶養者証をお持ちの場合、併せて返却してください。

（注）被扶養者の要件を欠いた日以後にもかかわらず、資格確認書やマイナ保険証を使用し、被扶養者として医療機関等で保険診療を受けられた場合は、大阪支部が負担した医療費を、組合員本人に返還していただくことになりますのでご注意ください。

ア 被扶養者の取消事由について

被保険者として健康保険制度へ加入した時や、収入額が基準を上回らない場合でも、将来に向けて年額 130 万円（又は年額 180 万円）以上の所得を得ることが見込まれた時点で被扶養者としての要件を欠くことになります。

●所得限度額における年額とは

暦年や年度ではなく、被扶養者の認定時（事実が発生した日）以降、常に将来へ向かって 12 か月間の収入見込額をいいます。

<取消時の必要書類>

記載している内容は標準的なものです。取消の事由により書類の追加提出を求めることがあります。

取消の事由		事由発生日	添付書類
就職したとき （被扶養者自身が他の健康保険に加入したとき） 〔注 1〕		就職日 （健康保険加入日）	・就職先の「資格確認書」の写し等 ※健康保険への加入日が確認できるもの （在職証明書・身分証明書は不可） ※大阪支部の組合員資格を取得した場合も含みます。
所得 限度 額の 超過 〔注 2〕 〔注 3〕	給与、事業の収入 （年間 130 万円以上又は月額 108,334 円以上） 〔注 4〕〔注 5〕	〔注 4〕 参照	・給与収入の場合は「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」、又は労働条件通知書等の写し ・事業収入の場合は「確定申告書控」の写し及び「収支内訳書」の写し、又は「個人事業の開業等の届出書」の写し等（税務署の受理日が確認できるもの） ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 7〕
	雇用保険の失業給付を受給（日額 3,612 円以上）〔注 5〕	雇用保険受給開始日	・支給開始後の「雇用保険受給資格者証」の写し ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 7〕
	年金収入（年間 130 万円以上） 〔注 5〕〔注 6〕	〔注 6〕 参照	・最新の年金額がわかる年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し
婚姻		婚姻日	・「婚姻届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可）
死亡		死亡日の翌日	・市区町村長発行の「埋葬許可証」の写し、「火葬許可証」の写し、又は「戸籍謄本」（「戸籍抄本」）の写しのいずれかの一つ
別居		別居した日	・「住民票」 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 7〕
離婚		協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	・「離婚届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可） 離婚と共に子の認定を取消す場合は「申立書」も必要 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 7〕
司法修習生になったとき		修習（給付金）の給付開始日	・対象者氏名及び採用（開始）日等が確認できる「通知書」等の写し
上記の事由以外の扶養変更等による組合員の意思による取消 〔注 8〕			・「申立書」 （取り消しする被扶養者名、その理由及び取消年月日等を明記してください。） （手続き時点より未来の日付を取消年月日とすることはできません。）

【取消の留意事項】

- 〔注1〕 雇用先で健康保険制度に加入する場合は、アルバイト及びパート等といった勤務形態・勤務期間及び収入の如何にかかわらず被保険者となった日を喪失日として取り消します。
- 〔注2〕 所得限度額の超過で取り消す場合、対象被扶養者の手続き時点で最新の所得証明書も添付してください。
- 〔注3〕 所得とは、所得税法上の所得ではなく、年間における恒常的な収入の総額をいいます。👉Ⅱ-9参照
例えば、給与収入と年金収入がある場合はその合計額が所得限度額を超えた場合、認定の要件を欠くこととなります。
- 〔注4〕 雇用された時点で年間の所得額が130万円以上になることが見込まれる場合は、雇用日を喪失日として取り消します。※アルバイト及びパート勤務等の被雇用者であっても、雇用された時点で給与収入が4か月以上連続して月額108,334円(130万円÷12月)以上になることが見込まれる場合も同様に雇用日を喪失日として取り消します。〔注5〕
また、アルバイトやパート勤務等の被雇用者で、勤務時間や勤務日数が定まらず、給与収入が月額108,334円(130万円÷12月)を超えない見込みであった場合でも、結果的に3か月連続して給与収入が108,334円を超過し、4か月目も給与収入が108,334円以上となったときは、4か月目の初日を喪失日として取り消します。
ただし、給与収入が4か月連続して108,334円を超えることがなくても、結果的に12か月間の所得額が130万円を超えた場合は、130万円を超えた月の初日を喪失日として取り消します。〔注5〕
- 〔注5〕 60歳以上の方、または障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する方は、所得限度額が180万円になります。そのため、上記の金額のうち、130万円を180万円に、108,334円を150,000円に、3,612円を5,000円に読み替えてください。
- 〔注6〕 年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された日付の7日後を喪失日として取り消します。
- 〔注7〕 対象被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合のみ提出してください。
- 〔注8〕 内容によっては、市区町村発行の「所得に関する証明書」を求める場合があります。

ご注意ください！！

被扶養者の取消手続きを行った後は、大阪支部の被扶養者でなくなります。資格喪失後に医療機関等で保険診療を受ける際は、健康保険（保険者）が変わったことを伝えてください。

資格喪失された方が、その後マイナ保険証を利用する場合、次に加入する健康保険組合において医療保険のデータベースへ資格情報の登録が完了するまでは、マイナンバーカードを次に加入する健康保険組合の保険証として使用することはできません。詳細は次に加入する健康保険組合にお尋ねください。マイナ保険証を利用される際は、マイナポータル等で、健康保険証情報が最新のものに更新されていることを確認してください。

＜取消による被扶養者の資格喪失証明について＞

国民健康保険への加入や、他の健康保険の被扶養者としての認定手続き等のために「資格喪失証明書」が必要な方は、「被扶養者取消認定取消申告書」の様式右上に要・不要を記入する欄がありますので、要を○印で囲んで提出してください。

なお、SSC 所属の方は、添付書類と併せて◎「資格喪失証明書交付申請書」を同封してください。

イ 取消事由にかかる特例について

厚生労働省より令和5年10月20日付で「年収の壁・支援強化パッケージ」の具体的な取り扱いが示されました。

これにより被扶養者のうち、パート・アルバイト等の収入がある方で、勤務先の社会保険の適用となっていない方が、勤務先の人手不足による労働時間延長等により一時的に扶養認定にかかる収入の限度額を超過した場合であっても、勤務先が一時的な収入変動であることを証明することで、変動前の収入を被扶養者認定取消の判断における収入として取り扱うことが可能になりました。

暫定的な取り扱いとされておりますので、詳細については、大阪支部のホームページや厚生労働省ホームページにて最新の取り扱いを確認してください。

6 「高齢受給者証」等の負担割合を示すものの交付について

組合員または被扶養者が 70 歳に到達した翌月以降に医療機関を受診される際は、資格確認書等の健康保険資格を示すものの提示に加え、「高齢受給者証」等によって、その方の負担割合を示す必要があります。負担割合については👉 Ⅲ-5 参照

なお、マイナ保険証をご利用いただく場合には、マイナポータルにおいて一部負担金の割合が表示されていまして、マイナ保険証の提示のみでも、負担割合を示すことができます。

(民法上 70 歳に到達するのは、いわゆる 70 歳の誕生日の前日です。例：誕生日が 4 月 1 日なら年齢到達は 3 月 31 日)

組合員への交付

既に 70 歳に到達している方が資格を取得したときには、資格取得時の標準報酬月額が確定した後に「高齢受給者証」を所属所へ送付します。

また、組合員が 70 歳に到達したときには、到達月の月末に「高齢受給者証」または「負担割合を付した資格確認書」を所属所へ送付します。

被扶養者への交付

既に 70 歳に到達している方が被扶養者としての認定を受けたときには、資格確認書と併せて「高齢受給者証」を所属所へ送付します。

また、被扶養者が 70 歳に到達したときには、到達月の月末に「高齢受給者証」または「負担割合を付した資格確認書」を所属所へ送付します。

7 市町村等の医療費助成制度の適用を受けたとき・停止になったとき

お住まいの市町村で、乳幼児（こども）医療費や障がい者医療費の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要です。👉 Ⅲ-13 参照

8 国民年金第 3 号被保険者の資格取得と喪失

国民年金第 2 号被保険者である組合員に扶養される、20 歳以上 60 歳未満の配偶者の方は、国民年金第 3 号被保険者に該当しますので、被扶養者認定の際に、必要書類を併せて提出してください。

国民年金第 3 号被保険者である期間は、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されますが、第 1 号・第 2 号被保険者期間と異なり、保険料を自身で納付する必要はありません。

また、国民年金第 3 号被保険者である被扶養者の認定を取り消すにあたって、その後国民健康保険に加入する（国民年金以外の年金制度に加入できない）場合、または被扶養者の認定は継続しているが組合員本人が 65 歳に到達することで組合員本人に老齢基礎年金の受給権が発生した場合、国民年金第 3 号被保険者であった方においては国民年金第 1 号被保険者へ変更する手続きが必要です。お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

（国民年金被保険者の種類）

種 類	対 象 者
第 1 号被保険者	日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の者（第 2 号、第 3 号被保険者を除く。）
第 2 号被保険者	厚生年金第 1 ～ 4 号保険の被保険者（社会保険加入の会社員や公務員） 65 歳以上の厚生年金の加入者で、老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権がある方は、第 2 号被保険者にはなりません。
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の者

—国民年金第 3 号被保険者にかかる各種手続き—

次の事由に該当したときは、大阪支部または事業主から日本年金機構へ届出しますので、被扶養者の認定・取消、住所変更等の手続きと併せて大阪支部資格担当へ必要書類を提出してください。

*表中の◎は、大阪支部所定の様式

事 由	必 要 書 類
・ 第2号被保険者の組合員が、20 歳以上 60 歳未満の配偶者を被扶養者として認定申告するとき ・ 第2号被保険者の組合員の被扶養配偶者が 20 歳に達したとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(該当) 及び基礎年金番号通知書等の写し
・ 第2号被保険者の短期組合員が一般組合員に種別変更 (☞Ⅱ-3 参照) となったときに、被扶養者として認定を受けている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者がいるとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(該当)
・ 住民票と居所が異なる被扶養配偶者に住所変更があったとき	◎「国民年金被保険者住所変更届」
・ 被扶養配偶者の氏名・生年月日・性別の変更又は訂正するとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(変更)
・ 被扶養配偶者が年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失しているとき	◎「基礎年金番号通知書再交付申請書」
・ 被扶養配偶者認定を下記の事由で取り消すとき 【収入超過】(雇用保険受給開始、パート収入による超過等) 【離婚】	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(非該当) ※お住まいの市区町村の国民年金担当課で国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更の手続きも必要です。
被扶養配偶者が死亡したとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(非該当)

9 組合員の基本情報又は給付金受取口座を変更するとき

氏名等が変更になったときは、下表の手続きをしてください。マイナンバーカードの券面の変更を行っていても、健康保険上の情報は変更されませんのでこの手続きが必要です。

SSC 所属の方も、氏名の変更は下表の提出が必要です。

*表中の◎は、大阪支部所定の様式

提出書類 変更内容	「組合員登録内容変更 申告書」〔注1〕	戸籍謄本または抄本 (原本)	有効期限内の、「資格確認書」または 「組合員証」(いずれも交付者のみ)
氏 名 変 更	◎	○〔注2〕	○
生年月日・性別の訂正	◎	○	○
住所の変更〔注3, 4, 5〕	◎		
給付金受取口座の変更	◎		

〔注1〕 被扶養者の氏名変更があるときは、◎「被扶養者登録内容変更申告書」と被扶養者の内容が確認できる上記の添付書類を提出してください。なお、被扶養者の認定事由や状況により添付書類が異なりますので、大阪支部資格担当へお問い合わせください。

また、被扶養者のいる組合員の氏名変更の場合、被扶養者の氏名が変更しない場合でも、有効期限内の、「資格確認書」または「被扶養者証」をお持ちの場合、印字されている組合員氏名の変更が必要ですので、併せて返却してください。

〔注2〕 婚姻等による改姓のときは、改姓の前後が確認できる「婚姻(離婚)届受理証明書」で代用できます。

〔注3〕 住所変更は、府費負担教職員、大阪市費負担教職員及び堺市費負担教職員(堺市立こども園除く)については、原則、給与支給機関からの情報により変更されますので申告書の提出は不要です。ただし、被扶養者のみ転居(別居)の場合は、◎「被扶養者登録内容変更申告書」及び様式記載の添付書類の提出が必要です。

〔注4〕 「資格確認書」裏面の住所欄は、新住所を自署してください。当該欄に新住所を記載するスペースがなくなった場合は大阪支部資格担当へお問い合わせください。マイナポータルへは医療保険のデータベースへの登録後反映されます。

〔注5〕 住所変更の際に、20 歳以上 60 歳未満の住所が住民票住所と異なる被扶養配偶者がいる場合は、「国民年金被保険者住所変更届」等を提出してください。☞Ⅱ-17 参照

10 資格確認書等の再交付を必要とするとき

紛失等により資格確認書等の再交付を希望するときには、下記の書類を提出してください。

*表中◎は、大阪支部所定の様式

再交付の事由	提出書類	◎紛失届 兼 資格確認書等交付申請書	「資格確認書」等
①「資格確認書」等の紛失・盗難等		○	
②破損や表面の印字が読み取れなくなったとき		○	○
③マイナ保険証（健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード）の紛失・盗難等		○	

*①の場合は、再交付の申請の他、警察に届出をしてください。

※ 再交付後に「資格確認書」等を発見した場合は、速やかに旧「資格確認書」等を返納してください。

*②の場合は、破損等の「資格確認書」等を添えて申請してください。

*③の場合は、マイナンバーカードの再交付までのための資格確認書（短期）を交付します。

マイナ保険証の紛失・盗難の場合、マイナンバーカード機能停止のため、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に連絡してください。また、マイナンバーカードの再交付は市区町村にてお手続きください。

11 介護保険第2号被保険者の資格取得または喪失の届出

40歳以上 65歳未満の組合員及び被扶養者の方は、介護保険第2号被保険者となりますが、下表の事例に該当した場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書」を提出してください。

*表中◎は、大阪支部所定の様式

事 例	届出内容	提出書類
・海外日本人学校へ派遣された場合や、長期自主研修で、海外に居住することとなり、国内に住居登録がなくなったとき ・身体障がい者療養施設等に入所したとき	喪失	◎「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」
・帰国し、国内に住居登録したとき ・身体障がい者療養施設等から退所したとき	取得	◎「介護保険第2号被保険者資格取得届書」

(注)「喪失届書」又は「取得届書」の提出を忘れた場合は、介護掛金の過不足が生じる恐れがありますのでご注意ください。

12 マイナンバーの活用について

個人番号報告書等により収集したマイナンバーは、地方公共団体との情報連携等による確認の後、健康保険情報と紐付けを行い、医療保険のデータベースへ登録します。

この医療保険のデータベースへの登録後に、各医療機関にてオンラインでの資格確認ができるようになり、マイナ保険証（健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの方は、マイナ保険証を大阪支部の保険証として使用いただけるようになります。

- * 医療保険のデータベースへの登録が完了していても、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、別途マイナポータル等にて、保険証としての利用登録が必要です。
- * マイナンバーカードの申請方法等は、公共済本部のホームページ➡トップページ➡「マイナンバーカードコーナー」に掲載していますのでご活用ください。
- * マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録を解除することを希望される方は、◎「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所を通じて、大阪支部に提出してください。（利用登録の解除かかる注意点については様式を参照してください。）
- * マイナ保険証を保有しているが、要介護の高齢者である・障がい持っている・若しくはこれらに類する理由により、保有しているマイナ保険証を利用して医療機関を受診することが困難な方については、◎「資格確認書交付申請書」を所属所を通じて、大阪支部に提出することにより、「資格確認書」の交付を申請することができます。

13 任意継続組合員になることを希望するとき

加入資格や申出期日等の要件を満たしている場合、退職後、任意継続組合員になることができます。

👉 VI-8 参照

14 75 歳以上の方について（後期高齢者医療制度に加入されている方について）

75 歳以上の組合員（※）については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）等に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、短期給付に関する規定が適用されない（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。）など、75 歳未満の組合員と取扱いが異なります。

健康保険資格については、後期高齢者医療制度に加入しますので、大阪支部の医療保険制度の適用を受けません。医療機関受診の際は、市町村より交付された後期高齢者医療被保険者証等をご提示ください。

また、前述のとおり、大阪支部の医療保険制度の適用を受けないため、当該組合員の家族を被扶養者として認定することはできません。

その他、掛金の割合等の取扱い、必要な手続きにつきましては、組合員の方が 75 歳に到達される際、または 75 歳以上の方が新たに組合員としての資格を取得された際に、案内をお送りしますのでご確認ください。

※ 65 歳以上 75 歳未満の方であって、同法施行令第 3 条で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含みます。

75 歳未満で後期高齢者医療制度の被保険者である方が、大阪支部の資格を新たに取得された際には、掛金を返金しますので、必ずご連絡ください。

被扶養者についても、75 歳に到達する日の翌日から後期高齢者医療制度に加入されますので、後期高齢者医療制度に加入した日から被扶養者の資格を喪失します。また、後期高齢者医療制度に加入されている方を、新たに被扶養者として認定することもできません。